二　配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ　次のいずれにも適合すること。

(1)　トレンチの中に設置されていること。

(2)　(1)のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ　次のいずれにも適合すること。

(1)　有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

(2)　有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

(3)　配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ　イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（排水溝等の構造等）

第八条の五　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　次のいずれにも適合すること。

イ　有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ　有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ　排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二　前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（地下貯蔵施設の構造等）

第八条の六　有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一　次のいずれにも適合すること。

イ　タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ　地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない。

ハ　地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。

二　前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（使用の方法）

第八条の七　有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一　次のいずれにも適合すること。

イ　有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ　有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ　有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二　前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。

第九条の二の五中「第九条の二の二」を「第九条の二の四」に改め、同条を第九条の二の七とし、第九条の二の四中「第九条の二の二」を「第九条の二の四」に改め、同条を第九条の二の六とし、第九条の二の三を第九条の二の五とする。

第九条の二の二第一項第一号中「別紙十一」を「別紙十五」に改め、同条を第九条の二の四とし、第九条の二の次に次の二条を加える。

（点検事項及び回数）

第九条の二の二　法第十四条第五項の規定による有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備に関する点検は、別表第一の上欄に掲げる有害物質使用特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の構造又は当該施設の設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、第八条の三第二号、第八条の四第二号ハ、第八条の五第二号、第八条の六第二号に適合する場合は、講じられている措置に応じ、適切な事項及び回数で行うものとする。

2　法第十四条第五項の規定による使用の方法に関する点検は、第八条の七第二号に規定する管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無について、一年に一回以上点検を行うものとする。

3　法第十四条第五項の規定による点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

（点検結果の記録及び保存）

第九条の二の三　法第十四条第五項の規定による結果の記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一　点検を行つた有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二　点検年月日

三　点検の方法及び結果

四　点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

五　点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

2　前項の結果の記録は、点検の日から三年間保存しなければならない。

3　法第十四条第五項の規定による点検によらず、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存するよう努めるものとする。

一　異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

二　異常等を確認した年月日

三　異常等の内容

四　異常等を確認した者の氏名

五　補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

第九条の三中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加え、同条第二項中「別表」を「別表第二」に改める。

第十三条中「特定事業場」の下に「又は有害物質貯蔵指定事業場」を加える。